

事務事業評価シート

(平成 26 年度実施事業)

事務事業名	在日外国人高齢者福祉給付金支給事業			事業コード	0442
所属コード	066500	課等名	長寿社会課	係名	生きがい推進係
課長名	藤澤 忠範	担当者名	大関 拓真	内線番号	3567
評価分類	☒ 一般 ☐ 公の施設 ☐ 大規模公共事業 ☐ 補助金 ☐ 内部管理				

1 事務事業の基本情報・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	いきいきとして安心できる暮らし	コード	1
	施策	高齢社会に適応した高齢者福祉の充実	コード	4
	基本事業	高齢者の社会参加の促進	コード	1
予算費目名	一般会計 3 款 1 項 3 目在日外国人高齢者福祉給付金支給事業 (007-09)			
特記事項				
事業期間	☐ 単年度 ☒ 単年度繰返 ☐ 期間限定複数年度		開始年度	平成 8 年度
根拠法令等	盛岡市在日外国人等福祉給付金支給要綱(平成 8 年 4 月 1 日告示第 132 号)			

(2) 事務事業の概要

旧国民年金法(昭和 57 年 1 月 1 日以前)で国籍要件で加入対象外の市内在住無年金外国人高齢者の困窮改善の支援を図るため、福祉給付金を支給する。年 3 回に分け、一人一か月一万円を支給。

(3) この事務事業を開始したきっかけ(いつ頃どんな経緯で開始されたのか)

旧国民年金法で年金給付が受けられない在日外国人高齢者の救済を図るため、平成 8 年 4 月 1 日から実施。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

所得制限が福祉年金水準であり、対象者は減少傾向にある。

2 事務事業の実施状況 (Do)・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 対象(誰が、何が対象か)

在日外国人高齢者(大正 15 年 4 月 1 日以前に出生し、昭和 57 年 1 月 1 日前から外国人登録法に登録され、申請日において市に引き続き 1 年以上登録されており、老齢福祉年金の全部の支給が停止されることとなる所得未満又は生活保護を受けていない者)

(2) 対象指標(対象の大きさを示す指標)

指標項目	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 見込み	26年度 実績
A 該当在日外国人高齢者	人	2	3	3	2	2

B						
C						

(3) 26 年度に実施した主な活動・手順

現受給者から現況届の提出を受けて、支給要件に該当する場合に福祉給付金を支給を行った。
新規申請者はなし。

(4) 活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 目標値	26 年度 実績
A 給付人数	人	2	3	3	2	2
B 総給付額	円	240,000	760,000	260,000	240,000	240,000
C						

(5) 意図（対象をどのように変えるのか）

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 目標値	26 年度 実績
A 受給者数	☐ 上げる ☐ 下げる ☒ 維持	人	2	3	3	2	2
B 一人当たり受給月額	☐ 上げる ☐ 下げる ☒ 維持	万円	1	1	1	1	1
C	☐ 上げる ☐ 下げる ☐ 維持						

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	23 年度実 績	24 年度実 績	25 年度実 績	26 年度計 画	26 年度実 績
事業費	①国	千円	0	0	0	0	0
	②県	千円	0	0	0	0	0
	③地方債	千円	0	0	0	0	0
	④一般財源	千円	240	760	260	240	240
	⑤その他()	千円	0		0		
	A 小計 ①～⑤	千円	240	760	260	240	240
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	35	35	35	35	35
	B 職員人件費 ⑥×4,000 円	千円	140	140	140	140	140

計	トータルコスト A+B	千円	380	900	400	380	380
備考							

3 事務事業の評価（See）・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 必要性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

結びついている。

理由：当該制度は経済的安定の一助となっており，経済的安定は生きがい活動，社会参加の促進へ結びつく。

② 市の関与の妥当性

妥当である。

理由：稼働所得，財産所得及び公的年金所得以外の福祉的な給付は公費負担となることから妥当である。

③ 対象の妥当性

現状で妥当である。

理由：一定の条件を満たした在日外国人を対象とした事業であり，妥当である。

④ 廃止・休止の影響

影響がある。

理由：在日外国人高齢者の所得支援策はほかになく，影響は大きい。

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

向上余地がない。

理由：限定された対象者であり，現状以上に対象者の増加も見込めない。

(3) 公平性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

対象者を限定した事業であり，該当者の受益機会は公平である。

また，給付事業であり，受益者負担は生じない。

(4) 効率性評価

事業費は給付金のみであり，これ以上の削減はできない。

また，通常業務内で事務処理をしており，削減の余地はない。

4 事務事業の改革案（Plan）・・・・・・・・

(1) 改革改善の方向性

対象者の確実な把握に努める。

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

5 課長意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 今後の方向性

- ☒ 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- ☐ 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- ☐ 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

市内在住の無年金外国人高齢者の困窮改善の支援事業であり，対象者の確実な把握に努めながら，今後も継続して取り組む必要がある。